平成２９年（フ）第１７０号
秋田県横手市羽黒町10番40号
債務者　榊田　浩三
1　決定年月日時　平成29年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湊　貴美男
4　破産債権の届出期間　平成29年10月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年12月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７６号
栃木県佐野市石塚町568番地13　県営石塚住宅６号棟42号室、前住所栃木県佐野市植上町1297番地14
債務者　Ｎ・Ｋ・Ｆこと　長島　　恭
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星澤　栄一
4　破産債権の届出期間　平成29年10月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年11月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年11月23日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第７７号
栃木県佐野市石塚町568番地13　県営石塚住宅６号棟42号室、前住所栃木県佐野市植上町1297番地14
債務者　長島　芳子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星澤　栄一
4　破産債権の届出期間　平成29年10月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年11月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年11月23日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第２０号
山形県最上郡金山町大字有屋449番地
債務者　小沼　睦子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向田　　敏
4　破産債権の届出期間　平成29年10月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年12月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２９年（フ）第２３号
山形県新庄市十日町2747番地の24　富樫アパート101、前住所山形県新庄市大字升形1722番地の８
債務者　元木　利雄
1　決定年月日時　平成29年９月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　芳人
4　破産債権の届出期間　平成29年10月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年12月21日午前11時
6　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２９年（フ）第３６３号
静岡県浜松市南区頭陀寺町352番地の３サンフェリオｂ、前住所静岡県浜松市浜北区於呂1608番地の３
債務者　小杉　卓三
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原里夏
4　破産債権の届出期間　平成29年10月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年11月28日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第８２０号
東京都八王子市館町197番地３ゴールデンハイツ202号
債務者　岡崎　美里（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　啓介
4　破産債権の届出期間　平成29年10月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年11月29日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０２４号
東京都多摩市永山４丁目２番地16―507
債務者　石神　弘文
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　健太
4　破産債権の届出期間　平成29年10月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年12月１日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０１５号
東京都稲城市平尾３丁目１番地の１平尾住宅９棟504号
債務者　田中　光高
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志賀清二郎
4　破産債権の届出期間　平成29年10月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年12月22日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第３７号
北海道標津郡標津町北２条西３丁目４番１―12号　曙団地Ａ―１―２　山田仁方
債務者　佐々木眞弓
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第８４１号
埼玉県久喜市南栗橋１丁目14番地17
債務者　冨田　健志
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８７９号
埼玉県和光市新倉３丁目４番28号　エスポワールⅡ301
債務者　丸岡　茂雄
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８９０号
埼玉県上尾市大字今泉559番地２　フローラル田中203
債務者　又吉　竜士
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９３３号
さいたま市南区辻３丁目７番３号　ベテルハウス２―101、旧住所兵庫県神戸市垂水区歌敷山２丁目９番40号
債務者　藤岡　洋光
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係